

三井海洋開発株式会社

第32回 定時株主総会招集ご通知

開催
日時

平成30年3月23日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

ベルサール東京日本橋
地下2階イベントホール



株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

三井海洋開発は、FPSO、FSO及びTLPと呼ばれる浮体式の海洋石油・ガス生産設備の設計・建造・据付に加え、自ら設備の保有ならびに操業を行なうことにより、石油・ガスの生産サービスを一貫して提供する日本で唯一の企業です。世界でも業界における二強に数えられ、これまでに45件を超える浮体式洋上生産設備の建造実績を有し、延べ200年を超える設備操業経験の蓄積を強みとしております。

おかげさまで当社は、本年12月に創立50周年を迎えます。黎明期から海洋事業に特化し、様々な経験を経て現在では業界を代表する存在となっていることを誇りに思い、これからも豊かな社会のために貢献してまいります。

株主の皆様をはじめ、全てのステークホルダーの皆様のご期待に添えるよう、海洋開発

業界におけるリーディングカンパニーとして、弛まぬ努力と成長を続けます。

今後とも皆様の一層のご支援をお願い申し上げます。

平成30年3月



代表取締役社長

宮崎俊郎

第32回 定時株主総会招集ご通知 目次

招集ご通知	1	連結貸借対照表	32
株主総会参考書類	3	連結損益計算書	33
事業報告	14	貸借対照表	34
I 企業集団の現況に関する事項	14	損益計算書	35
II 会社の株式に関する事項	23	連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本	36
III 会社役員に関する事項	24	会計監査人監査報告書謄本	37
IV 会計監査人の状況	27	監査役会監査報告書謄本	38
V 会社の体制及び方針	27	インターネットによる議決権行使についてのご案内	39
VI 株式会社の支配に関する基本方針	31		

株 主 各 位

東京都中央区日本橋二丁目3番10号
三井海洋開発株式会社
代表取締役社長 宮 崎 俊 郎

第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成30年3月22日（木曜日）午後5時40分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年3月23日（金曜日）午前10時
(受付開始時刻は、午前9時を予定しております。)
2. 場 所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋 地下2階イベントホール
3. 目的事項
報告事項 1. 第32期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに
会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第32期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件
第4号議案 役員賞与支給の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

株主総会招集手続に関するその他の事項

1. ウェブ開示について

連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネットの当社ウェブサイト (<http://www.modec.com/jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には、記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

2. ウェブ修正について

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類または計算書類において、修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト (<http://www.modec.com/jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

ご出席願えない場合の議決権行使等についてのご案内

以下のいずれかの方法によって議決権を行使することが出来ます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成30年3月22日（木曜日）午後5時40分までに到着するようご返送ください。なお、ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示が無い場合は、賛成の表示があったものとして取扱います。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

39頁～40頁の「インターネットによる議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」と「パスワード」をご使用のうえ、画面の案内にしたがって平成30年3月22日（木曜日）午後5時40分までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットと議決権行使書用紙により重複して議決権を行使された場合は、後に到着したものを、両方が同日に到着した場合にはインターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱うことといたします。また、インターネットにより複数回議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱うことといたします。

〔機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用について〕

機関投資家の皆様で、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に対する安定的かつ継続的な配当を行うことを利益配分の基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期の業績及び経営基盤の強化と今後の事業展開を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金30円（うち普通配当20円、うち特別配当10円）

総額1,692,216,750円

なお、中間配当金として1株につき20円をお支払しておりますので、当期の年間配当金は、1株につき50円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年3月26日

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役9名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、コーポレート・ガバナンスの充実を目的として、取締役会の実効性を高め業務執行の監督機能強化を図るため、取締役1名を増員し、社外取締役4名を含む、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における 地位及び担当	平成29年度 取締役会出席状況
1	みやざき としろう 宮崎 俊郎	再任	代表取締役社長 18/18回 (100%)
2	かなもり たけし 金森 健	新任	—
3	こにし てるひさ 小西 輝久	再任	取締役 常務執行役員 18/18回 (100%)
4	さわだ みのもる 澤田 実	再任	取締役 執行役員 経営企画部長 18/18回 (100%)
5	こうざい ゆうじ 香西 勇治	新任	—
6	まつむら たけつね 松村 竹実	新任	—
7	こめ谷 よしお 米谷 佳夫	再任	社外取締役 17/18回 (94%)
8	なとり かつや 名取 勝也	再任	社外取締役 独立役員 17/18回 (94%)
9	あいきょう しげのぶ 相京 重信	再任	社外取締役 独立役員 18/18回 (100%)
10	かんの ひろし 菅野 寛	再任	社外取締役 独立役員 14/18回 (77%)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	 <p>みやざき としろう 宮崎 俊郎 (昭和24年8月21日生)</p> <p style="text-align: center;">再 任</p>	<p>昭和47年4月 三井造船株式会社入社 平成14年10月 同社経営企画部長 平成17年3月 当社監査役（非常勤） 平成17年6月 三井造船株式会社理事 経営企画部長兼資産活用プロジェクト室長 平成19年6月 同社取締役財務部門、経理部門及びIR・広報担当 平成20年3月 当社取締役 平成23年3月 当社代表取締役社長（現任）</p> <p>(取締役候補者とした理由) 経営企画・財務・経理をはじめとする豊富な職務経験を通じて培った優れた経営手腕に加え、これまで当社代表取締役社長として当社グループ全体の経営を牽引してきた実績を踏まえ、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>	25,200株
2	 <p>かな もり たけし 金森 健 (昭和31年9月7日生)</p> <p style="text-align: center;">新 任</p>	<p>昭和55年4月 三井物産株式会社入社 平成17年10月 同社プロジェクト本部プラントプロジェクト第一部長 平成19年8月 同社プロジェクト本部プロジェクト開発第二部長 平成21年10月 同社プロジェクト本部長補佐 平成22年3月 三井物産（上海）貿易有限公司 董事長・総経理 平成23年4月 三井物産株式会社執行役員駐中国副総代表 兼三井物産（上海）貿易有限公司 董事長・総経理 平成24年4月 同社執行役員プロジェクト本部長 平成25年3月 当社社外取締役 平成25年4月 三井物産株式会社常務執行役員プロジェクト本部長 平成28年4月 三井物産株式会社専務執行役員中国総代表 兼三井物産（中国）有限公司 董事長・総経理（現任） 平成30年3月 同社退職予定</p> <p>(取締役候補者とした理由) 当社の事業に関する経験、見識、及び総合商社の経営者としての豊富な経験を取締役会における意思決定と業務執行の監督に活かすべく、新たに取締役候補者といいたしました。</p>	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位 及 び 担 当 並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	 <p>こ に し て る ひ さ 小 西 輝 久 (昭和32年11月19日生)</p> <p>再 任</p>	<p>昭和56年4月 株式会社三井銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 平成17年6月 同行国際業務部長 平成20年4月 同行シドニー支店長 平成22年9月 ブラジル三井住友銀行社長 平成23年4月 株式会社三井住友銀行理事、 ブラジル三井住友銀行社長 平成25年4月 当社執行役員人事部長 平成27年3月 当社取締役 平成28年5月 当社取締役執行役員 平成29年3月 当社取締役常務執行役員（現任）</p> <p>(取締役候補者とした理由) 金融機関において培った国際金融、海外投資に関する豊富な知識と実務経験に加え、これまで当社の人事部門、総務部門、環境安全衛生管理部門等を担当してきた実績を踏まえ、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>	6,600株
4	 <p>さ わ だ み の る 澤 田 実 (昭和35年8月12日生)</p> <p>再 任</p>	<p>昭和58年4月 三井造船株式会社入社 平成23年4月 同社環境・プラント事業本部企画管理部長 平成24年6月 同社エンジニアリング事業本部企画管理部長 平成25年4月 同社エンジニアリング事業本部調達部長 平成26年10月 同社エンジニアリング事業本部プロジェクト部長 平成27年4月 同社理事 平成27年10月 当社理事 平成28年3月 当社取締役執行役員経営企画部長（現任）</p> <p>(取締役候補者とした理由) 当社親会社の事業部門において培った企画管理に関する豊富な知識と実務経験に加え、これまで当社の経営企画部門、ベストプラクティス推進部門、IT管理部門、及び関連会社管理を担当してきた実績を踏まえ、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>	4,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	 こう ざい ゆう じ 香 西 勇 治 (昭和35年2月10日生) 新 任	昭和57年4月 三井造船株式会社入社 平成17年6月 同社機械・システム事業本部機械工場ディーゼル設計部長 平成19年7月 同社機械・システム事業本部機械工場生産計画部長 平成23年1月 同社機械・システム事業本部機械工場品質保証部長 平成25年6月 同社経営企画部長 平成27年4月 同社執行役員経営企画部長 平成28年10月 同社執行役員企画本部副本部長、 企画本部経営企画部長（現任） (取締役候補者とした理由) 当社の事業に関する知識と経験、及び企業経営に関する豊富な経験と優れた見識に基づき、当社経営全般について、ご助言いただけるものと判断し、新たに取り締役候補者といたしました。なお、香西勇治氏は、当社の親会社である三井造船株式会社の執行役員を兼任しております。	0株
6	 まつ むら たけ つね 松 村 竹 実 (昭和42年5月25日生) 新 任	平成3年4月 三井造船株式会社入社 平成11年4月 東海大学非常勤講師（現任） 平成22年4月 横浜国立大学非常勤講師 平成27年4月 三井造船株式会社船舶・艦艇事業本部基本設計部長 平成29年4月 日本船舶海洋工学論文審査委員会審査委員（現任） 平成30年2月 三井造船株式会社企画本部経営企画部戦略企画室長 兼IR室主管（現任） (取締役候補者とした理由) 当社の事業に関する知識と経験、及び企業経営に関する豊富な経験と優れた見識に基づき、当社経営全般について、ご助言いただけるものと判断し、新たに取り締役候補者といたしました。	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位 及 び 担 当 並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
7	 <p>こめ たに よし お 米 谷 佳 夫 (昭和37年4月11日生)</p> <p>再 任 社外取締役</p>	<p>昭和60年4月 三井物産株式会社入社</p> <p>平成22年3月 同社プロジェクト本部プロジェクト業務部長</p> <p>平成25年4月 同社プロジェクト本部長補佐</p> <p>平成26年5月 同社アジア・大洋州本部副本部長 兼 アジア・大洋州三井物産株式会社 シニアバイスプレジデント(駐シンガポール)</p> <p>平成27年4月 同社執行役員アジア・大洋州副本部長</p> <p>平成28年3月 当社社外取締役(現任)</p> <p>平成28年4月 三井物産株式会社執行役員プロジェクト本部長(現任)</p> <p>(社外取締役候補者とした理由) 当社の事業に関する経験、見識を有し、総合商社の経営者として企業の経営に関して豊富な経験を有しています。当社経営全般について、今後ご助言いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>	0株
8	 <p>な とり かつ や 名 取 勝 也 (昭和34年5月15日生)</p> <p>再 任 社外取締役 独立役員</p>	<p>昭和61年4月 弁護士登録、榊田江尻法律事務所 (現西村あさひ法律事務所) 入所</p> <p>平成2年6月 Davis Wright Tremaine法律事務所 (米国シアトル) 入所</p> <p>平成4年7月 Wilmer, Cutler & Pickering法律事務所 (米国ワシントンDC) 入所</p> <p>平成5年7月 エッソ石油株式会社入社</p> <p>平成7年1月 アップルコンピュータ株式会社入社</p> <p>平成10年1月 サン・マイクロシステムズ株式会社取締役</p> <p>平成14年3月 株式会社ファーストリテイリング執行役員</p> <p>平成16年1月 日本アイ・ビー・エム株式会社取締役執行役員</p> <p>平成22年4月 同社執行役員</p> <p>平成24年2月 名取法律事務所創設 同所所長(現任)</p> <p>平成24年4月 オリnpas株式会社社外監査役(現任)</p> <p>平成27年3月 当社社外取締役(現任)</p> <p>平成28年4月 グローバル・ワン不動産投資法人監督役員(現任)</p> <p>(社外取締役候補者とした理由) 会社経営者として、及び弁護士として国内外での豊富な経験と幅広い見識を有しています。当社経営全般について、今後ご助言いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。また、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。</p>	700株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
9	 <p data-bbox="254 657 418 733">あ い き ょ う し げ の お 相 京 重 信 (昭和24年10月1日生)</p> <div data-bbox="275 768 396 869" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <p>再 任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p> </div>	<p>昭和47年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行</p> <p>平成11年6月 同行執行役員人事部長</p> <p>平成13年4月 株式会社三井住友銀行執行役員法人統括部長</p> <p>平成15年6月 同行常務執行役員本店第一営業本部長</p> <p>平成17年6月 同行常務取締役兼常務執行役員</p> <p>平成18年4月 同行取締役兼専務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員</p> <p>平成19年4月 株式会社三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員 法人部門統括責任役員</p> <p>平成22年4月 日興コーディアル証券株式会社代表取締役会長</p> <p>平成23年4月 SMBC日興証券株式会社代表取締役会長</p> <p>平成27年4月 同社顧問</p> <p>平成27年6月 橋本総業ホールディングス株式会社社外取締役（現任）</p> <p>平成28年3月 当社社外取締役（現任）</p> <p>平成28年6月 三洋化成工業株式会社社外取締役（現任）</p> <p>平成28年6月 株式会社ダイヘン社外取締役（現任）</p> <p>平成28年6月 SCSK株式会社社外取締役（現任）</p> <p>平成28年6月 ニチコン株式会社社外取締役（現任）</p> <p>(社外取締役候補者とした理由) 長年に亘り金融機関の経営に携わり、その経歴を通じて培った金融及び経営の幅広い見識に基づき、当社経営全般について大所高所よりご助言いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。</p>	600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
10	 <p>かの ひろし 菅野 寛 (昭和33年11月14日生)</p> <p>再任 社外取締役 独立役員</p>	<p>昭和58年4月 株式会社日建設計入社</p> <p>平成3年8月 ボストン・コンサルティング・グループ入社 同社最終役職 Partner and Managing Director</p> <p>平成20年7月 一橋大学大学院 国際企業戦略研究科教授</p> <p>平成23年6月 オムロンヘルスケア株式会社社外取締役(現任)</p> <p>平成24年4月 一橋大学大学院 国際企業戦略研究科研究科長</p> <p>平成24年10月 株式会社ジャパンディスプレイ社外取締役</p> <p>平成26年6月 株式会社WOWOW社外取締役(現任)</p> <p>平成27年6月 スタンレー電気株式会社社外監査役(現任)</p> <p>平成28年3月 当社社外取締役(現任)</p> <p>平成28年9月 早稲田大学大学院 経営管理研究科教授(現任)</p> <p>平成29年8月 株式会社ERIホールディングス社外取締役(現任)</p> <p>(社外取締役候補者とした理由) 経営コンサルタントとしての豊富な経験、企業戦略立案の研究者としての専門的な知見に基づき、当社経営全般について、今後もご助言いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。</p>	0株

- (注) 1. 三井造船株式会社は、当社の親会社であり、当該親会社の業務執行者である候補者及び過去5年間に業務執行者であった候補者の親会社における地位及び担当は、上記の「略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況」に記載のとおりです。
2. 現任の社外取締役に関する当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、名取勝也氏は3年、米谷佳夫、相京重信、及び菅野 寛の3氏は2年となります。
3. 社外取締役との責任限定契約について
当社は社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めており、社外取締役候補者である米谷佳夫、名取勝也、相京重信及び菅野 寛の4氏の選任が承認された場合、各氏との間で次の内容の責任限定契約を継続する予定であります。
- ・社外役員としてその任務を行ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う。

第3号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」及び「役員賞与」で構成されていますが、本議案は、当社の取締役（非業務執行取締役を除きます。以下も同様です。）を対象に、新たに株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当該報酬制度は相当であると考えております。

本議案は、平成25年3月28日開催の第27回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬額（年額3億円以内。なお、社外取締役分を含んだ金額であり、使用人分給与は含みません。）とは別枠で、新たな株式報酬を、平成30（2018）年12月末に終了する事業年度から2022年12月末に終了する事業年度までの5事業年度（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役に対して支給する旨のご承認をお願いするものです。

なお、第2号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は4名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

- ①本制度の対象者 当社取締役（非業務執行取締役を除く。）
- ②当初信託期間 約5年間
- ③②の当初信託期間において、当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限 合計金135百万円
- ④当社株式の取得方法 取引所市場（立会外取引を含む。）を通じて又は自己株式処分を引き受ける方法
- ⑤①の取締役に付与されるポイント総数の上限 1事業年度当たり21,000ポイント
- ⑥ポイント付与基準 役位等に応じたポイントを付与
- ⑦①の取締役に對する当社株式の交付時期 原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約5年間とし、当社は、当該信託期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金135百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に對する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を取引所市場（立会外取引を含みます。）を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時（以下の手続により、信託期間を延長し本制度を継続した場合には、延長後の信託期間の満了時とします。）において、当社の取締役会の決定により、その都度、5年を上限とする期間毎に信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間の年数に金27百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に下記(3)①のポイント付与及び下記(3)③の当社株式の交付を継続します。

また、上記のように信託期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

①ポイントの付与方法

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。ただし、当社が取締役に對して付与するポイントの総数は、1事業年度当たり21,000ポイントを上限とします。

②付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

各取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手続に従い、当社株式の交付を受けます。なお、1ポイントにつき交付する当社株式の数は1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③当社株式の交付

各取締役に對する上記②の当社株式の交付は、各取締役がその退任時において、所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託内において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付します。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

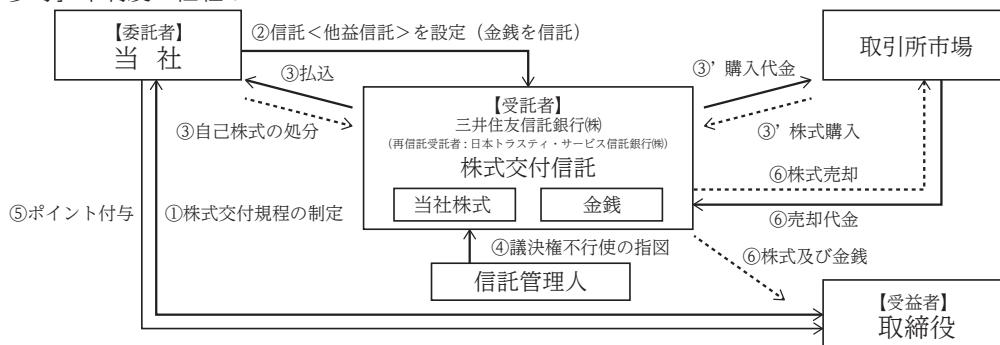
(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

[ご参考] 本制度の仕組み



- ①当社は取締役を対象とする株式交付規程を制定します。
- ②当社は一定の要件を満たす取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。）を信託します。
- ③受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者として）を定めます。
なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤株式交付規程に基づき、当社は取締役に対しポイントを付与していきます。
- ⑥株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。
なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

なお、本制度の骨子につきましては、平成30年2月6日付「取締役に対する新たな株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役3名（非業務執行取締役を除く。）に対し、当期の業績等を勘案して、総額2,500万円の範囲で役員賞与を支給することとしたいと存じます。

以上

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が見られるなど、緩やかな回復基調が続いております。世界経済は、欧米を中心に景気が拡大しておりますが、米国の政策運営の不確実性や地政学的なリスクの高まりなど先行きは依然として不透明な状況にあります。

原油価格については、主要産油国による協調減産措置が継続されたこと等を背景に供給過剰懸念が和らぎ、WTIは年末にかけて上昇し、1バレル60米ドル台で取引を終えました。こうした状況の下、当社グループはエネルギー資源の持続的な供給の観点から石油会社による海洋油田・ガス田の開発が継続的に行われると考え、浮体式海洋石油・ガス生産設備に関する事業の中長期的な成長を期待しております。

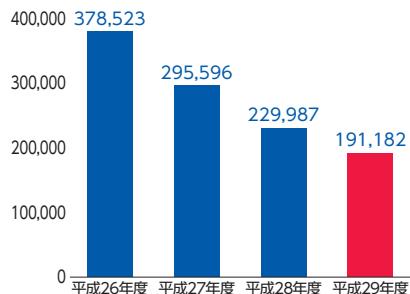
こうした状況のもと、当連結会計年度の連結業績は、大型チャータープロジェクト2件の新規受注及び既存プロジェクトの仕様変更並びにオペレーションサービス等により、受注高は700,924百万円（前年比656.1%増）となりました。売上高はFPSO建造工事の進捗により191,182百万円（前年比16.9%減）となりました。

利益面では、FPSO建造工事の進捗により営業利益は11,448百万円（前年比36.5%減）となりました。経常利益は、リース事業を行っている持分法適用関連会社による安定的な持分法投資利益の計上により、24,322百万円（前年比17.3%減）となりました。これらにより、親会社株主に帰属する当期純利益は19,454百万円（前年比7.4%減）となりました。



連結売上高

(単位：百万円)



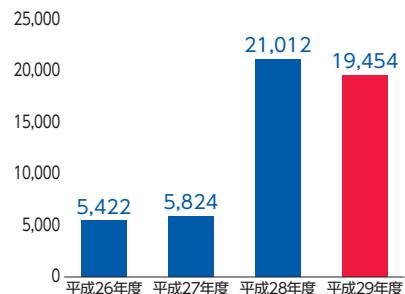
連結経常利益

(単位：百万円)



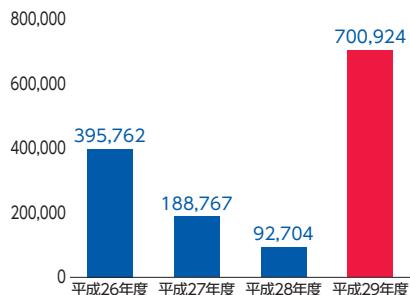
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



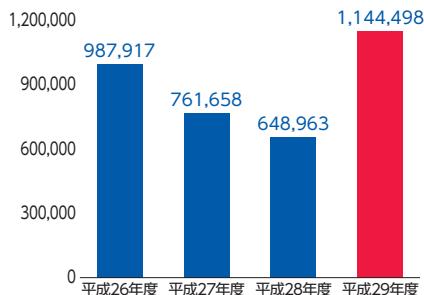
連結受注高

(単位：百万円)



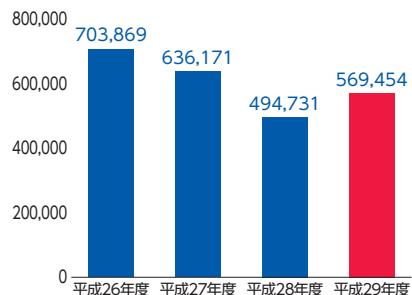
連結受注残高

(単位：百万円)



持分法適用関連会社の「リース、チャーター及びオペレーション」に関する、当社持分相当の受注残高

(単位：百万円)



2. 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は、1,830百万円で、その主なものは情報システムの整備費用であります。

3. 資金調達の状況

当期に実施いたしました投資等の所要資金は、自己資金及び銀行借入により調達いたしました。

4. 事業の譲渡等の状況

特記すべき事項はありません。

5. 対処すべき課題

石油・ガスを中心とするエネルギー消費は、人口の増加と新興国における生活水準の向上等によって今後も増加し、石油会社による海洋油田・ガス田の開発が活発に行われるものと予想されております。一方、新規油田の発見のほか、油田開発技術の進歩によって従来は開発が困難とされていた油田での商業的な生産が可能となったことから可採埋蔵年数は50年前後で推移しており、今後もこの水準を維持するものと予測されております。当社グループが事業領域としている海洋は陸上に比べて未踏査の海域が多く、今後の探査・探鉱による新たな油田の発見に対する期待が大きいため、海洋油田の重要性はますます高まる方向にあります。しかしながら、原油価格の下落が続いた場合や、海洋油田が所在する国や地域における政治・経済等の情勢が著しく変化して原油価格が変動、低迷するような場合には、石油開発会社の投資動向が影響を受ける可能性があります。石油開発会社が投資を縮小する場合、まず探鉱活動に対する投資から着手しますが、長期にわたって市況が低迷すると開発投資を縮小することになり、当社グループもその影響を受ける可能性があります。

(1) 前中期経営計画の総括

当社グループは、2015年にスタートさせた3カ年の中期経営計画において、顧客満足の追求及び当社企業価値の更なる向上を目指し、「Asset Integrityの強化」、「競争力の更なる強化」、「研究開発の推進」、「当社組織の効率化」を主要な戦略の柱としました。

・ Asset Integrityの強化：

経験を積んだエンジニアを中心としたアセットマネジメント組織を編成しました。この組織と営業、設計・建造、運転及び保守サービスの各工程との連携を高め、得られたノウハウを各工程で着実に活用することにより、より長期的に安定した生産サービスの提供を実現しています。

- ・競争力の更なる強化：

各工程でのコスト改善に取り組み、設計・建造工程において、機器選定基準の厳格化及び建造、運転効率向上を考慮した機器の配置を行うこと等によりコスト削減と短納期化を実現しています。運転及び保守サービスにおいても、人員配置の抜本的見直しやメンテナンス作業の効率化等による大幅なコスト削減により、競争力を着実に向上させています。

- ・研究開発の推進：

これまで培った当社の技術・知見を応用できる分野として海底鉱物資源開発、洋上風力発電、FSRWP®の技術開発・事業開発に取り組んできました。

- ・当社組織の効率化：

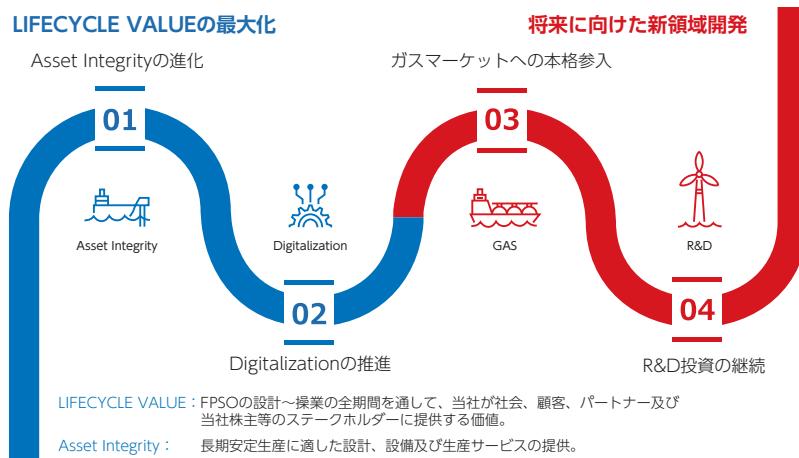
グループ内のキャッシュマネジメントを強化し効率的な資金運用を実現した他、グループ内子会社間の連携をより強化し全体最適化の追求を図る等、当社組織の効率化を進めています。

定量面では、連結売上高3,500百万米ドル、親会社株主に帰属する当期純利益100百万米ドル、ROE10%を2017年までの数値目標として事業を進めました。原油安に伴うFPSO新規プロジェクト減少の影響により売上高は計画を下回りましたが、コスト削減効果の発現や設備の早期納入による追加収益獲得等により2016年に利益計画を達成しました。



(2) 新中期経営計画

2018年からの3カ年の新たな中期経営計画においては、主要事業であるFPSO/FSOの設計・建造、20年にも及ぶ運転・保守サービスにおけるLifecycle valueの最大化を図るため「Asset Integrityの進化」、「Digitalizationの推進」を主要な戦略とし、また、将来に向けた新領域を開発し中長期的な事業ポートフォリオの最適化を図るため「ガスマーケットへの本格参入」、「R&D投資の継続」を進め、更なる企業価値の向上を目指します。



・ Asset Integrityの進化 :

前中計期間に推進してきた活動を進化させ、マネジメントシステムの変革や基幹系情報システムの刷新による業務効率化、各種データ活用の高度化及び人材開発プログラム強化等を通じて、営業、設計・建造、運転及び保守サービスすべてが一体となって、さらに高いレベルのAsset Integrityを実現します。

・ Digitalizationの推進 :

累積200年を超える当社の運転及び保守サービスで得たセンサーデータ等を有効に活用し、修理・メンテナンスコストの削減と、より安定した生産サービスの提供を追求します。

また、Lifecycleを考慮した設計・建造の最適化をさらに進め、Lifecycle valueの最大化を図ります。

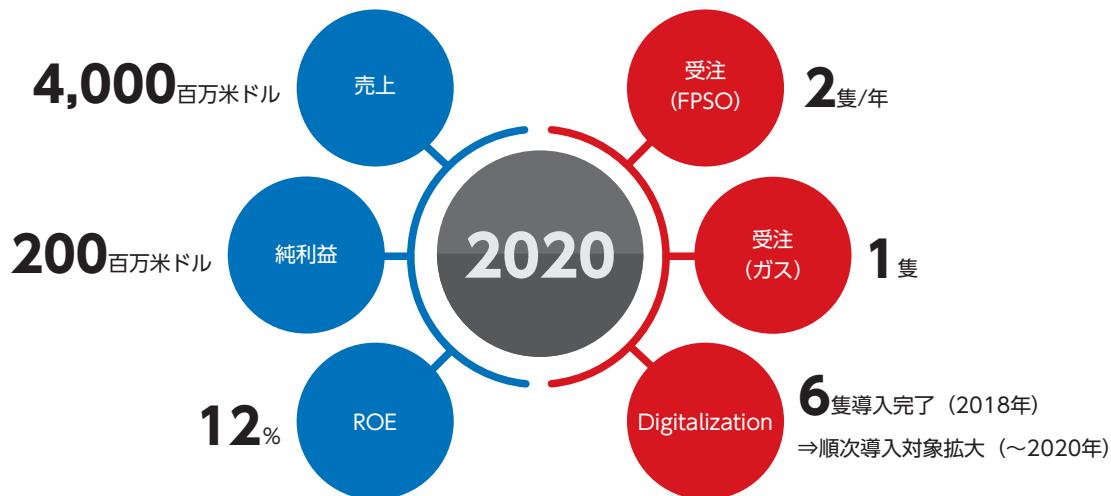
・ ガスマーケットへの本格参入 :

中長期的なエネルギー需要の展望から、今後の天然ガスの需要増加が当社にとって大きなビジネスチャンスであると考え、ガスマーケットへの本格参入を進めます。中計期間中にFLNG、FSRWP®の事業化を実現し、GlobalなLNGサプライチェーンへの参入を果たします。

・R&D投資の継続：

これまでの活動を継続して進め、将来、当社の新たな事業の柱となる事業の開発を目指します。

これらの活動の成果として、連結売上高4,000百万米ドル、親会社株主に帰属する当期純利益200百万米ドル、ROE 12%を2020年までに達成すべき数値目標として掲げます。



6. 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 29 期 (平成26年12月期)	第 30 期 (平成27年12月期)	第 31 期 (平成28年12月期)	第 32 期 (当期) (平成29年12月期)
受 注 高	395,762	188,767	92,704	700,924
売 上 高	378,523	295,596	229,987	191,182
経 常 利 益	18,337	12,819	29,409	24,322
親会社株主に帰属する当期純利益	5,422	5,824	21,012	19,454
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	101円67銭	103円26銭	372円52銭	344円89銭
純 資 産	109,631	114,983	134,609	148,387
総 資 産	348,477	354,464	333,249	321,165

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

7. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

(i) 親会社との関係

当社の親会社は三井造船株式会社であり、当社の株式を28,261千株(出資比率50.1%)所有しております。

また、当社の役員13名(取締役9名、監査役4名)のうち、取締役2名は同社の役員が兼務しております。

(ii) 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社等との取引に関して、市場実勢価格や市場金利等を勘案して取引条件等を決定しており、妥当なものであると考えております。また、当社取締役会を中心とした当社独自の意思決定を行っており、手続は正当であると考えております。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
MODEC INTERNATIONAL, INC.	米ドル 5,563	100.0%	FPSO等の設計・建造・据付・販売及びオペレーション
SOFEC, INC.	米ドル 26,600	51.0	係留システムの設計・製作・販売
MODEC OFFSHORE PRODUCTION SYSTEMS (SINGAPORE) PTE. LTD.	シンガポールドル 151,400,100	100.0	エンジニアリングサービス・FPSO等の設計・建造・据付
MODEC MANAGEMENT SERVICES PTE. LTD.	米ドル 26,781,369	100.0	FPSO/FSOのオペレーション
MODEC SERVICOS DE PETROLEO DO BRASIL LTDA	ブラジルレアル 1,605,764,307	100.0	FPSO/FSOのオペレーション
MODEC VENTURE 11 B.V.	ユーロ 37,250,000	60.0	FPSOのチャーター

(注) 出資比率欄は間接所有も含めております。

(3) 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

8. 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
MODEC VENTURE 10 B.V.	ユーロ 22,644,000	50.0%	FPSOのチャーター
ESPADARTE MV14 B.V.	ユーロ 28,665,770	40.625	FPSOのチャーター
PRA-1 MV15 B.V.	ユーロ 19,584,627	40.625	FSOのチャーター
OPPORTUNITY MV18 B.V.	ユーロ 36,370,000	45.0	FPSOのチャーター
GAS OPPORTUNITY MV20 B.V.	ユーロ 38,678,800	50.0	FPSOのチャーター
TUPI PILOT MV22 B.V.	ユーロ 68,144,900	42.5	FPSOのチャーター
GUARA MV23 B.V.	ユーロ 124,050,000	34.0	FPSOのチャーター
CERNAMBI SUL MV24 B.V.	ユーロ 162,159,524	29.4	FPSOのチャーター
T.E.N. GHANA MV25 B.V.	ユーロ 149,649,663	20.1	FPSOのチャーター
CERNAMBI NORTE MV26 B.V.	ユーロ 175,026,035	20.1	FPSOのチャーター
CARIOCA MV27 B.V.	ユーロ 169,419,960	20.1	FPSOのチャーター

(注) 出資比率欄は間接所有も含めております。

9. 重要な業務提携等の状況

提携先	所在国	内 容
三井物産株式会社	日 本	FPSO等に関する事業の共同推進

10. 主な事業の内容

当社及び米国子会社であるMODEC INTERNATIONAL, INC.社は、海洋石油・ガス開発に利用する浮体式海洋石油・ガス生産設備であるFPSO、FSO及びTLPの設計・建造・据付並びに販売を主な事業としております。

また、ユーザーの多様なニーズに対応するため、FPSO、FSOを受注する際に子会社または関連会社を設立し、これらの子会社または関連会社を通じてリース、チャーター及びオペレーションのサービスを提供しております。

11. 主な事業拠点等

当社本社（東京都中央区）

海外子会社：MODEC INTERNATIONAL, INC.（米国）

12. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
3,511名（654名）	223名増（22名減）

- (注) 1. 当社グループは事業の種類別セグメントを記載しておらず、事業部門等に関連付けて記載することが困難なため、連結会社の合計で表示しております。
2. 従業員数は就業人員をもって表示しており、正社員・嘱託・受入出向者等の人数であります。
3. 派遣社員等の臨時社員の人数を（ ）にて外数で表示しております。臨時社員とは、一時的な雇用関係にある社員であります。
4. FPSOのオペレーションプロジェクトの増加等の理由により、従業員数が前期末と比べて223名増加しております。

13. 主要な借入先

(単位：百万円)

借 入 先	借 入 金
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	26,911
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	8,441
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,560
株 式 会 社 千 葉 銀 行	2,260
三 井 住 友 フ ァ イ ナ ン ス & リ ー ス 株 式 会 社	2,169

II 会社の株式に関する事項

1. 発行済株式の総数 56,407,225株(自己株式775株を除く。)
2. 株 主 数 10,704名
3. 大 株 主

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
三 井 造 船 株 式 会 社	28,261,000	50.10
三 井 物 産 株 式 会 社	8,387,300	14.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,434,200	2.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,266,200	2.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	676,200	1.19
E V E R G R E E N	465,400	0.82
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	440,773	0.78
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	407,700	0.72
J.P.MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS-SETT ACCT	401,400	0.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	400,700	0.71

(注) 持株比率は、自己株式(775株)を控除して計算しております。

4. その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。
5. 新株予約権等に関する事項
特記すべき事項はありません。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（平成29年12月31日現在）

地位	氏名	担当・重要な兼職の状況
代表取締役社長	宮崎俊郎	
取締役	小西輝久	人事部、総務部、及び環境安全衛生管理部門担当
取締役	澤田実	経営企画部長、ベストプラクティス推進部門及びIT管理部門担当
取締役	蓑田慎介	三井造船株式会社取締役 常務執行役員企画本部長
取締役	仁保信介	三井造船株式会社取締役
取締役	米谷佳夫	三井物産株式会社執行役員 プロジェクト本部長
取締役	名取勝也	名取法律事務所所長、オリンパス株式会社社外監査役、グローバル・ワン不動産投資法人監督役員
取締役	相京重信	橋本総業ホールディングス株式会社社外取締役、三洋化成工業株式会社社外取締役、株式会社ダイヘン社外取締役、SCSK株式会社社外取締役、ニチコン株式会社社外取締役
取締役	菅野寛	早稲田大学大学院経営管理研究科教授、オムロンヘルスケア株式会社社外取締役、株式会社WOWOW社外取締役、株式会社ERIホールディングス社外取締役、スタンレー電気株式会社社外監査役
常勤監査役	相京勝則	
監査役	世戸健司	
監査役	加藤順弘	加藤順弘国際税理士事務所所長、十文字学園女子大学人間生活学部教授
監査役	井上和美	

- (注) 1. 取締役 米谷佳夫、名取勝也、相京重信及び菅野 寛の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 世戸健司、加藤順弘及び井上和美の各氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 加藤順弘氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 平成29年3月24日開催の第31回定時株主総会における異動は次のとおりであります。
- (1) 蓑田慎介氏が取締役に就任いたしました。
- (2) 取締役 西畑 彰氏は任期満了により退任いたしました。
- (3) 相京勝則及び井上和美の両氏が監査役に就任いたしました。
- (4) 監査役 名倉修治及び山本 拓の両氏は任期満了により退任いたしました。
5. 当社は、取締役 名取勝也、相京重信、菅野 寛の各氏、及び監査役 世戸健司、加藤順弘、井上和美の各氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 7名 199百万円

監査役 6名 59百万円

内、社外役員 8名 54百万円（社外取締役4名、社外監査役4名）

- (注) 1. 上記報酬等の額には、当期中に費用計上した役員賞与引当金13百万円を含めております。
2. 平成25年3月28日開催の第27回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額300百万円以内、平成28年3月24日開催の第30回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額70百万円以内と決議いただいております。
3. 上記監査役の人数には、第31回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名を含んでおります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の業務執行者の兼任状況

取締役 米谷佳夫氏は三井物産株式会社の執行役員であり、同社は当社の株式を保有しております。

(2) 他の法人等の社外役員の兼任状況

取締役 名取勝也氏は、オリンパス株式会社の社外監査役及びグローバル・ワン不動産投資法人の監督役員であります。なお兼任先と当社との間には特別な関係はありません。

取締役 相京重信氏は、橋本総業ホールディングス株式会社の社外取締役、三洋化成工業株式会社の社外取締役、株式会社ダイヘンの社外取締役、SCSK株式会社の社外取締役、ニチコン株式会社の社外取締役であります。なお兼任先と当社との間には特別な関係はありません。

取締役 菅野 寛氏は、オムロンヘルスケア株式会社の社外取締役、株式会社WOWOWの社外取締役、株式会社ERIホールディングスの社外取締役、スタンレー電気株式会社の社外監査役であります。なお兼任先と当社との間には特別な関係はありません。

(3) 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(4) 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況と発言状況

氏名	主な活動状況
取締役 米谷佳夫	当期開催の取締役会18回のうち17回に出席し、発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明を行っております。
取締役 名取勝也	当期開催の取締役会18回のうち17回に出席し、経営者及び法律の専門家としての知識・経験に基づき適宜発言または適切な意見の表明を行っております。
取締役 相京重信	当期開催の取締役会18回の全てに出席し、知識・経験に基づき適宜発言または適切な意見の表明を行っております。
取締役 菅野 寛	当期開催の取締役会18回のうち14回に出席し、知識・経験に基づき適宜発言または適切な意見の表明を行っております。
監査役 世戸健司	当期開催の取締役会18回の全て及び監査役会16回の全てに出席し、発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明を行っております。
監査役 加藤順弘	当期開催の取締役会18回のうち17回及び監査役会16回のうち15回に出席し、発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明を行っております。
監査役 井上和美	社外監査役就任後の取締役会14回の全て及び社外監査役就任後の監査役会12回の全てに出席し、発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明を行っております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外役員との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役である米谷佳夫氏、名取勝也氏、相京重信氏、及び菅野 寛氏、並びに社外監査役である世戸健司氏、加藤順弘氏、及び井上和美氏との間で、当該責任限定契約を締結しております。

その内容は次のとおりであります。

- ・ 社外役員としてその任務を行ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う。

IV 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|-------|
| (1) 公認会計士法第2条第1項の業務にかかる報酬等の額 | 84百万円 |
| (2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の利益の合計額 | 84百万円 |
- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りなどの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

V 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制等の整備について、当社取締役会において決議した内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行並びに当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社グループ並びにその取締役、執行役員、従業員その他当社グループの業務に従事するすべての者に共通の行動規範として「Code of Business Conduct and Ethics (企業倫理・行動規範)」を制定する。
 - ② その徹底をはかるため、取締役会直属の組織として、弁護士をメンバーに含むグループ・コンプライアンス委員会を設置する。グループ・コンプライアンス委員会は、定期的に委員会を開催して、当社グループにおける法令・定款等の遵守状況をモニタリングすると共に、当社グループの全ての役職員を対象とする研修会の開催等、当社グループ内におけるコンプライアンス意識の啓発活動及びコンプライアンスに関わる事項の徹底にあたる。
 - ③ 法令違反その他のコンプライアンス違反行為の早期発見と是正を目的として内部通報規程 (Compliance & Ethics Reporting Policy) を定め、当社グループ共通の内部通報システムとして、第三者機関を窓口とする“MODEC Ethics Hotline”を設け、その適切な運用を行うと共に、研修等を通じてその利用を促進する。
 - ④ 財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保することに努める。

-
- ⑤内部監査部門は定期的に当社グループの法令・定款等の遵守状況を監査し、その結果を取締役社長に報告すると共に、必要に応じて改善策等の提言を行う。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制
- ①当社の取締役の職務執行に関する情報は、「文書管理規程」「企業機密事項管理規程」等の規程に従って保存し、管理する。監査役は、必要に応じてこれらの文書を閲覧できる。
- ②文書の主管部署は、「業務分掌規程」の定める業務分掌によるものとし、保存の方法及び期間は「文書管理規程」の定めるところに従う。
- (3) 当社グループの損失の危険に関する規程その他の体制
- ①当社グループの業務執行に関わるリスクについては、リスクの内容並びに管理手続を定めた業務関係諸規程に基づいて管理を行う。各業務執行の責任者については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「関係会社管理規程」に定める。
- ②当社グループの横断的なリスクの把握と管理については、業務を統括する主要な執行役員によって構成する経営会議において、重要な事項の審議、及び業務執行状況並びにその結果の報告を行うことにより、徹底をはかる。
- ③内部監査部門は、定期的に当社グループにおけるリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役社長に報告すると共に、必要に応じて改善策等の提言を行う。
- (4) 当社の取締役の職務の執行並びに当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①当社は、業務の執行が迅速かつ適切に行われる体制を確保するために執行役員制を採用し、業務の執行に関わる権限を取締役会により選任された執行役員に委譲し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を図り、その業務執行責任を明確にする。また、当社グループの業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」及び「関係会社管理規程」によって各業務の担当部署並びに決裁権限者を明確にし、組織的かつ能率的な運営をはかる。
- ②当社グループの経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、毎月1回定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して決議する。また、重要事項については取締役社長が指名し、取締役会が承認した執行役員を構成員とする経営会議を原則毎月2回開催して審議及び決定する。
- (5) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ①当社の子会社が重要な事項を決定する際には、「関係会社管理規程」に従って、当社の関係部門と事前協議を行う。
- ②当社の主管部門又は所管部門は、必要に応じて子会社に書類の提出を求め、子会社の経営内容の把握並びに検討を行う。
- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項
- ①当社の監査役からの要請がある場合には、必要な員数及び求められる資質について、監査役と協議のうえ、その職務を補助する使用人（以下、「補助使用人」という）を配置する。
- ②内部監査部門は監査役との協議により、監査役の要望する事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告できるものとする。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役より監査業務に必要な指示を受けた補助使用人は、その指示に関して取締役の指揮・命令を受けないこととする。

- (8) 監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
補助使用人に関する人事異動、人事評価、懲戒処分等に対しては、監査役の意見を反映して決定する。
- (9) 当社の取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制並びに当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、監査役に報告するための体制
- ①当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社の子会社の取締役等及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす恐れのある事実について報告を行う。
- ②監査役は、必要に応じて当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社の子会社の取締役等及び使用人に対して報告を求めることができる。
- (10) 当社の監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
「Code of Business Conduct and Ethics（企業倫理・行動規範）」により、監査役及び“MODEC Ethics Hotline”を通じて報告を行った者に対する報復措置を禁止する。
- (11) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
年度予算において、監査役職務の執行に要する費用を確保する。
- (12) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
当社の監査役に対して、当社の取締役、執行役員及び使用人からの報告を聴取する機会を与えると共に、定期的に取締役社長、監査法人との会合を行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当期における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス

- ①チーフ・コンプライアンス・オフィサーが議長となり、当社取締役1名及び主要拠点の長で構成されるグループ・コンプライアンス委員会において、「企業倫理・行動規範」の遵守状況の監督を行いました。なお、当期において当社はグループ・コンプライアンス委員会を4回開催しました。
- ②外部通報窓口については、コンプライアンス研修を通じて当社グループ全役職員への周知を図り、通報があった事案に対しては的確に対応を行っております。また、事案対応の一貫性、公正性そして迅速性をより一層向上させるために対応マニュアルを作成し、主要拠点において、チーフ・コンプライアンス・オフィサー及びチーフ・ヒューマンリソース・オフィサーが、事案対応にあたる従業員に集合研修を実施しました。
- ③コンプライアンス研修として、当社グループ役職員に対し、「汚職防止」「企業倫理・行動規範」に関するeラーニング研修を実施したほか、世界各地の特性を考慮した集合研修を実施しました。
- ④2017年10月23日から同年10月27日にかけて「グローバル・コンプライアンス・ウィーク」を主要各国で同時開催し、当社代表取締役、主要拠点の経営陣及びチーフ・コンプライアンス・オフィサーからのメッセージを全役職員に向けて発信するとともに、様々な活動を通じてコンプライアンス意識の強化をはかりました。
- ⑤財務報告に係る内部統制評価の実施計画に基づき、当社及び重要な子会社に対して内部統制評価を実施し、有効と判断しております。評価結果を踏まえた上で、内部統制の更なる改善、信頼性向上に努めております。

(2) 業務及び職務執行の適正及び効率性の確保

- ①当社は業務の執行に関わる権限を執行役員に委譲しております。重要案件は関連規程に基づいて取締役会への上程前に経営会議に付議し、十分な議論を行うことで、取締役の業務執行の効率化を図っております。
- ②当期において、当社は取締役会を12回、臨時取締役会を6回、経営会議を23回それぞれ開催し、重要事項について十分な議論を行いました。これらの会議の開催に当たっては開催前の検討時間確保のため、議案と関連資料の事前配布を徹底しております。なお、取締役会は社外取締役4名を含む取締役9名で構成され、監査役も出席しております。また、経営会議には常勤監査役が出席しております。
- ③取締役会、経営会議、業務及び職務執行に係る重要な会議などにおいて、各子会社の業務を担当する責任者が当社の取締役、執行役員に対し事業の概況報告を行っております。また、子会社における業務執行上の重要事項の決定に当たっては、関連規程に基づき子会社と当社関係部門による十分な事前協議を経た上で対応しております。
- ④当期に開催された取締役会、臨時取締役会、及び経営会議の議事録並びに関連文書は、関連規程に基づき、セキュリティが確保された場所で永久保存文書として管理されております。

(3) リスク管理

リスクの内容と重要性に基づいて業務関係諸規程を整備し、リスクを伴う重要な業務の執行に当たってはこれらに従って取締役社長もしくは担当執行役員への稟議、取締役会及び経営会議への付議を適切に行っております。業務の状況については、取締役会及び経営会議において、担当執行役員が事業の概況を報告し、その中で各業務執行に関わるリスクの状況の確認とリスク管理の徹底を図っております。

(4) 監査役監査の実効性の確保

- ①監査役会は半期ごとに監査役会監査報告を作成、取締役社長へ送付し、これに基づいて監査指摘事項に対する取締役社長及び経営陣の見解を聴取するとともに、書面で指摘事項への回答を受領しております。なお、監査役会は常勤監査役1名、社外監査役3名で構成されております。
- ②常勤監査役は取締役会のほか、経営会議などの業務執行に関する重要な会議にも出席し、取締役、執行役員と常時意見交換できる体制となっております。監査役会は常勤監査役を通じこれらの会議において業務運営や課題、及び当社グループに重大な影響を及ぼす恐れのある事実などについて報告を受けております。
- ③監査役会は、会社計算規則に基づく監査法人からの通知事項、意見交換や監査実施状況、及び四半期決算毎の監査報告などを通じて、監査法人の職務実施状況の把握・評価を行っております。また、監査役会は常勤監査役を通じた業務執行に関する重要な会議での情報の共有、取締役社長との面談、関連書類の閲覧を行うことなどにより、監査の実効性向上を図っております。
- ④必要に応じて、総務部員が監査役の指示に基づいて職務を補助しております。なお、補助使用人は監査役の職務補助に当たり、取締役の指揮・命令は受けておりません。
- ⑤監査役の職務に要する費用は、年度予算に基づき監査役の請求に従い速やかに処理されております。

(5) 内部監査

内部監査部門は、年度計画を策定し取締役社長承認を経て、同計画に基づく当社グループの重要な部門及び海外拠点の法令等遵守状況、並びに内部統制の状況についてリスクベースの監査を行い、その結果を取締役社長に報告するとともに、必要に応じて改善提言を行っております。

VI 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

~~~~~  
(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (平成29年12月31日現在)

| 科 目               | 金 額     | 科 目                           | 金 額     |
|-------------------|---------|-------------------------------|---------|
|                   | 百万円     |                               | 百万円     |
| ( 資 産 の 部 )       | 321,165 | ( 負 債 の 部 )                   | 172,778 |
| 流 動 資 産           | 198,035 | 流 動 負 債                       | 128,581 |
| 現 金 及 び 預 金       | 31,380  | 買 掛 金                         | 80,335  |
| 売 掛 金             | 98,188  | 短 期 借 入 金                     | 3,390   |
| た な 卸 資 産         | 1,096   | 1年内返済予定の長期借入金                 | 11,077  |
| 短 期 貸 付 金         | 46,282  | リ ー ス 債 務                     | 6       |
| 繰 延 税 金 資 産       | 2,403   | 未 払 費 用                       | 13,971  |
| そ の 他 流 動 資 産     | 19,983  | 未 払 法 人 税 等                   | 6,717   |
| 貸 倒 引 当 金         | △1,297  | 前 受 金                         | 6,425   |
| 固 定 資 産           | 123,129 | 賞 与 引 当 金                     | 43      |
| 有 形 固 定 資 産       | 6,863   | 役 員 賞 与 引 当 金                 | 13      |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 79      | 保 証 工 事 引 当 金                 | 5,495   |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 5,046   | 修 繕 引 当 金                     | 49      |
| そ の 他 有 形 固 定 資 産 | 1,626   | そ の 他 引 当 金                   | 5       |
| 建 設 仮 勘 定         | 110     | そ の 他 流 動 負 債                 | 1,049   |
| 無 形 固 定 資 産       | 7,446   | 固 定 負 債                       | 44,197  |
| の れ ん             | 1,207   | 長 期 借 入 金                     | 31,586  |
| そ の 他 無 形 固 定 資 産 | 6,239   | リ ー ス 債 務                     | 2       |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 108,819 | 退 職 給 付 に 係 る 負 債             | 310     |
| 投 資 有 価 証 券       | 63,225  | 持 分 法 適 用 に 伴 う 負 債           | 6,875   |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金 | 34,762  | そ の 他 固 定 負 債                 | 5,422   |
| 繰 延 税 金 資 産       | 1,767   | ( 純 資 産 の 部 )                 | 148,387 |
| そ の 他 投 資         | 9,063   | 株 主 資 本                       | 135,468 |
|                   |         | 資 本 金                         | 30,122  |
|                   |         | 資 本 剰 余 金                     | 30,852  |
|                   |         | 利 益 剰 余 金                     | 74,495  |
|                   |         | 自 己 株 式                       | △2      |
|                   |         | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額         | 1,032   |
|                   |         | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金       | △17     |
|                   |         | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益                 | △9,109  |
|                   |         | 為 替 換 算 調 整 勘 定               | 10,472  |
|                   |         | 在 外 子 会 社 退 職 給 付 債 務 等 調 整 額 | △312    |
|                   |         | 非 支 配 株 主 持 分                 | 11,885  |
| 資 産 合 計           | 321,165 | 負 債 及 び 純 資 産 合 計             | 321,165 |

| 科 目                           | 金 額   | 金 額     |
|-------------------------------|-------|---------|
|                               | 百万円   | 百万円     |
| 売 上 高                         |       | 191,182 |
| 売 上 原 価                       |       | 166,377 |
| 売 上 総 利 益                     |       | 24,804  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |       | 13,356  |
| 営 業 利 益                       |       | 11,448  |
| 営 業 外 収 益                     |       |         |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金             | 5,143 |         |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益           | 9,686 |         |
| そ の 他                         | 940   | 15,770  |
| 営 業 外 費 用                     |       |         |
| 支 払 利 息                       | 1,389 |         |
| 為 替 差 損                       | 1,321 |         |
| そ の 他                         | 184   | 2,895   |
| 経 常 利 益                       |       | 24,322  |
| 特 別 利 益                       |       |         |
| 関 連 会 社 株 式 売 却 益             | 491   |         |
| 関 係 会 社 清 算 益                 | 249   | 741     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |       | 25,064  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税         |       | 3,028   |
| 過 年 度 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税   |       | △89     |
| 法 人 税 等 調 整 額                 |       | 1,976   |
| 当 期 純 利 益                     |       | 20,149  |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |       | 695     |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |       | 19,454  |

# 貸借対照表 (平成29年12月31日現在)

| 科 目               | 金 額     | 科 目                     | 金 額     |
|-------------------|---------|-------------------------|---------|
| ( 資 産 の 部 )       | 204,529 | ( 負 債 の 部 )             | 123,226 |
| 流 動 資 産           | 106,538 | 流 動 負 債                 | 92,983  |
| 現 金 及 び 預 金       | 8,823   | 買 掛 金                   | 56,965  |
| 売 掛 金             | 42,855  | 短 期 借 入 金               | 3,390   |
| 仕 掛 工 事           | 20      | 1年内返済予定の長期借入金           | 10,897  |
| 前 渡 金             | 21      | リ ー ス 債 務               | 6       |
| 前 払 費 用           | 324     | 未 払 金                   | 701     |
| 短 期 貸 付 金         | 50,924  | 未 払 費 用                 | 357     |
| 未 収 収 益           | 269     | 未 払 法 人 税 等             | 1,307   |
| そ の 他 流 動 資 産     | 5,061   | 前 受 金                   | 278     |
| 貸 倒 引 当 金         | △1,762  | 預 り 金                   | 86      |
| 固 定 資 産           | 97,990  | C M S 預 り 金             | 18,626  |
| 有 形 固 定 資 産       | 110     | 賞 与 引 当 金               | 8       |
| 建 物               | 79      | 役 員 賞 与 引 当 金           | 13      |
| 工 具 器 具 備 品       | 22      | そ の 他 引 当 金             | 5       |
| リ ー ス 資 産         | 8       | そ の 他 流 動 負 債           | 338     |
| 無 形 固 定 資 産       | 21      | 固 定 負 債                 | 30,243  |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 19      | 長 期 借 入 金               | 29,240  |
| そ の 他 無 形 固 定 資 産 | 1       | リ ー ス 債 務               | 2       |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 97,859  | 退 職 給 付 引 当 金           | 310     |
| 投 資 有 価 証 券       | 147     | 繰 延 税 金 負 債             | 6       |
| 関 係 会 社 株 式       | 83,613  | そ の 他 固 定 負 債           | 682     |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金 | 11,399  | ( 純 資 産 の 部 )           | 81,302  |
| そ の 他 投 資         | 2,698   | 株 主 資 本                 | 82,333  |
|                   |         | 資 本 金                   | 30,122  |
|                   |         | 資 本 剰 余 金               | 30,852  |
|                   |         | 資 本 準 備 金               | 30,852  |
|                   |         | 利 益 剰 余 金               | 21,360  |
|                   |         | 利 益 準 備 金               | 68      |
|                   |         | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 21,292  |
|                   |         | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 21,292  |
|                   |         | 自 己 株 式                 | △2      |
|                   |         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | △1,031  |
|                   |         | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | △17     |
|                   |         | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益           | △1,013  |
| 資 産 合 計           | 204,529 | 負 債 及 び 純 資 産 合 計       | 204,529 |

# 損益計算書 (平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)



| 科 目          | 金 額   |        |
|--------------|-------|--------|
|              | 百万円   | 百万円    |
| 売上高          |       | 79,384 |
| 売上原価         |       | 73,354 |
| 売上総利益        |       | 6,030  |
| 販売費及び一般管理費   |       | 6,705  |
| 営業損失         |       | △675   |
| 営業外収益        |       |        |
| 受取利息及び配当金    | 8,090 |        |
| その他の         | 771   | 8,861  |
| 営業外費用        |       |        |
| 支払利息         | 1,586 |        |
| 為替差損         | 1,336 |        |
| その他の         | 179   | 3,102  |
| 経常利益         |       | 5,083  |
| 特別利益         |       |        |
| 関係会社株式売却益    | 217   |        |
| 関係会社清算益      | 0     | 218    |
| 特別損失         |       |        |
| 関係会社株式評価損    | 1,072 | 1,072  |
| 税引前当期純利益     |       | 4,229  |
| 法人税、住民税及び事業税 |       | 986    |
| 当期純利益        |       | 3,243  |

招集(通知)

参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成30年2月16日

三井海洋開発株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 輝 彦 ㊤  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 武 久 善 栄 ㊤  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 武 田 芳 明 ㊤  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井海洋開発株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井海洋開発株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成30年2月16日

三井海洋開発株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 輝 彦 ㊤  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 武 久 善 栄 ㊤  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 武 田 芳 明 ㊤  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井海洋開発株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員的一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針に従い、取締役その他の使用人、内部監査部、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、当社企業集団の全ての子会社が海外法人であり、主要な子会社を往査し、取締役及び使用人等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。
  - ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を書さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を書さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月19日

三井海洋開発株式会社 監査役会

|       |         |   |
|-------|---------|---|
| 常勤監査役 | 相 京 勝 則 | Ⓔ |
| 社外監査役 | 世 戸 健 司 | Ⓔ |
| 社外監査役 | 加 藤 順 弘 | Ⓔ |
| 社外監査役 | 井 上 和 美 | Ⓔ |

## インターネットによる議決権行使についてのご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

### 2. 議決権行使のお取り扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成30年3月22日（木曜日）午後5時40分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

### 3. パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

#### 4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権を行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

ア. 画面の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。

イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。

(a) ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

(b) PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader®または、Ver.6.0以降の Adobe® Reader®

※ Internet Explorerは 米 国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は 米 国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標または製品名です。

※ これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

ウ. ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

エ. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

#### 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

以 上

## 株主メモ

|                          |                                                                                                                                                                |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業年度                     | 毎年1月1日から12月31日まで                                                                                                                                               |
| 定時株主総会                   | 毎年3月に開催                                                                                                                                                        |
| 期末配当基準日                  | 毎年12月31日                                                                                                                                                       |
| 中間配当基準日<br>(中間配当を実施する場合) | 毎年6月30日                                                                                                                                                        |
| 公告方法                     | 電子公告<br>( <a href="http://www.modec.com/jp/ir/index.html">http://www.modec.com/jp/ir/index.html</a> )<br>事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。 |
| 単元株式数                    | 100株                                                                                                                                                           |
| 株主名簿管理人                  | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号<br>三井住友信託銀行株式会社                                                                                                                              |
| (お問い合わせ先)<br>(郵便物郵送先)    | 東京都杉並区和泉二丁目8番4号<br>三井住友信託銀行株式会社 証券代行部<br>(証券代行事務センター)<br>TEL: 0120-782-031 (フリーダイヤル)                                                                           |
| (インターネット)<br>(ホームページURL) | <a href="http://www.smtb.jp/personal/agency/index.html">http://www.smtb.jp/personal/agency/index.html</a>                                                      |

## 三井海洋開発株式会社

〒103-0027

東京都中央区日本橋二丁目3番10号

日本橋丸善東急ビル

TEL: 03-5290-1200 (代表)

FAX: 03-5290-1505

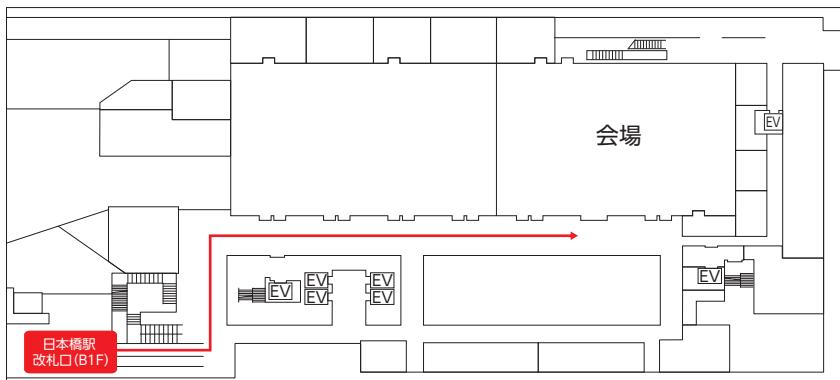
<http://www.modec.com/jp/>

# 株主総会会場ご案内図

場 所 ベルサール東京日本橋 地下2階 イベントホール  
 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー  
 TEL : 03-3510-9236



(最寄駅) 「日本橋駅」地下鉄 東西線・銀座線・都営浅草線 B6出口直結  
 「三越前駅」地下鉄 半蔵門線 B6出口より徒歩3分  
 「東京駅」JR線・地下鉄 丸ノ内線 八重洲北口より徒歩6分  
 ※お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。



EV:エレベーター →:経路

\*地下鉄改札階から直結のビル地下1階入口より、エスカレーターにて地下2階へお降りください。



見やすく読みまちがえにくい  
 ユニバーサルデザインフォント  
 を採用しています。